別表第一

平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一五、〇四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、一六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、二五〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、五一〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、二九〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、一四〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、一二〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、二七〇円

別表第二

平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一一、二八〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、三七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、四三〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一一、六三〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一一、四六〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一一、三五〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一一、三四〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一一、四五〇円

別表第三

平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、五二〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、五七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、六二〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	七、七五〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	七、六五〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	七、五七〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	七、五六〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	七、六三〇円

別表第四

平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、七六〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、七九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、八一〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	三、八七〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	三、八二〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	三、八一〇円

○厚生労働省告示第百二十一号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第五条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成二十四年四月から平成二十七年三月までの各月分に係る政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、六一〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、四二〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、四二〇円

○厚生労働省告示第百二十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十四条の九第二項の規定に基づき、国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、平成二十七年三月以前の各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十九年三月以前の月分及び平成十九年四月から平成二十年三月までの月分（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月を除く。）	一五、五一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月に限る。）	一五、〇四〇円